

特記仕様書（案）

本仕様書は、令和7年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託に適用する。

1. 業務背景

大阪では、「水と光の首都大阪の実現」に向け、府・市・経済界一丸となった水都大阪の魅力向上のため、堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなるロの字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざした取組を進めている。また、令和3年3月には大阪府市共通で「大阪都市魅力創造戦略2025」を策定し、大阪ならではの賑わい創出をめざした施策として、水の回廊のさらなる活性化を位置づけている。

本業務の対象である東横堀川は、大阪を代表する繁華街である「ミナミ」の中心を流れる道頓堀川と金融・経済の中心である北浜を流れる土佐堀川を南北につなぎ、水都大阪にとって重要な河川となっている。また大阪を代表する観光拠点である大阪城が近くにあるなど、都心部における貴重な水辺空間である。

本市では、東横堀川において護岸の耐震対策（既設護岸の前部に新たな護岸を構築し、既設護岸を切り下げる）を実施する予定としており、耐震対策によって拡がる沿川建物と護岸との間を活用し、現状の閉鎖的な空間から、日常的に人々が集い行き交う水辺空間となることをめざしている。

過年度には、地域でのワークショップや民間事業者へのサウンディング等を実施し、有識者・行政で構成される「東横堀川等水辺空間のあり方検討会」での議論を踏まえ、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」を策定している。また令和8年3月には、官民連携プラットフォームにより、東横堀川の官民連携のビジョンが策定予定となっている。

今後は担い手の発掘、イメージの発信、水辺整備に向けた合意形成を進める必要がある。

2. 業務目的

本業務は、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」、「東横堀川水辺空間デザイン指針」に基づき、東横堀川のめざす水辺空間の実現に向けた整備及び公民連携による水辺空間の持続的な利活用について検討するものである。今後の水辺整備に向けて沿川住民・事業者等のニーズを把握し公民での対話による利活用ニーズや課題の把握、社会実験による課題検証を行い、その結果をもとに、水辺整備の設計や公民連携体制の構築に向けた方向性の検討を行う。

3. 業務対象範囲

東横堀川（葭屋橋～上大和橋間：中央区北浜1丁目～中央区瓦屋町3丁目10）

道頓堀川（上大和橋～日本橋間：中央区道頓堀1丁目東5～中央区島之内2丁目3）

4. 業務内容

4. 1 設計計画

業務を行うにあたり、業務の目的と内容を十分に把握し、業務手順や業務遂行に必要な事項を整理の上、業務計画書を作成する。

4. 2 現地踏査

業務の実施に先立ち、業務対象範囲の現況を把握するために、現地踏査を行う。公民での対話や社会実験の企画等において必要な現地状況を確認・把握する。また業務対象範囲の中で今後水辺整備が考えられる敷地について、所有者、管理者、権利関係等を整理すること。

4. 3 関係機関協議

行政、地域団体、民間から構成され、東横堀川の水辺づくりに関して公民の議論の場である協議会と協議・調整を行いながら連携して業務を進めること。また協議会及び協議会の事前打合せに参加（5回を想定）するとともに、必要となる資料を作成すること。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

4. 4 水辺整備の機運醸成に向けた発信

東横堀川の水辺整備の認知度の向上、沿川住民・事業者等の水辺整備・利活用の機運を醸成するため、東横堀川の強みやキーカラー、発信内容等を検討し、広報物等を作成する。

また、情報発信の手法については、リーフレットやグッズ、インターネットメディア等幅広く検討すること。

広報物等の企画内容、仕様、数量は、監督職員と協議の上、承諾を得ること。

なお、製作物の製作費等は本業務に含めるものとする。

4. 5 事業者・地域住民等への意見聴取

水辺空間の利活用における担い手や使い手となり得る事業者や地域住民等に意見聴取を行い、今後の水辺整備、利活用のニーズや課題を把握する。意見聴取の対象は、実際に公民連携まちづくりに関連する事業者、葭屋橋～農人橋間の沿川地域の不動産オーナー、テナント、住民及び関係する地元団体、まちづくり団体等とする。

また収集した意見をもとに、社会実験による課題検証に向けた取りまとめを行う。

本業務の契約期間中に行う意見聴取の件数としては、100件程度を想定しているが、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

(1) 実施に向けた企画検討

意見聴取する内容、方法、説明資料等を企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

(2) 意見聴取の実施

実際に公民連携まちづくりに関連する事業者、沿川地域の不動産オーナー、テナント、住民及び関係する地元団体、まちづくり団体等へのヒアリング調査を実施すること。

(3) 結果取りまとめ

意見聴取ごとに議事録を作成し、意見整理を行い取りまとめること。

4. 6 社会実験の企画検討・実施

過年度の調査結果や「4. 5 事業者・地域住民等への意見聴取」により把握した水辺の利活用ニーズ等を踏まえ、これから水辺整備の機運醸成、今後の整備・利活用の課題検証に向けた社会実験を実施する。

社会実験は、本業務の契約期間中に1回あたり休日3日、平日3日程度として、計2回実施する。監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

また、1回あたりに想定する準備・設置物内容は以下のとおりであり、1日平均100名程度が来場する規模を想定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

[想定する準備・設置物（1回あたり）]

- A) 広報用チラシ：約3,000部
- B) 運営スタッフ：休日8人、平日2人程度
- C) 実施範囲の除草・清掃：1回（約30m²程度）
- D) テント（約3×3 m）：約5基
- E) テーブル・イス：約10セット
- F) 会場案内サイン：5か所程度
- G) 照明（安全対策用）：約15基（延長コード約50m含む）

（1）実施に向けた企画検討

目的・企画内容・周知方法・安全対策等について、次の前提条件を考慮して企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

[前提条件]

- A) 実施時期について、令和8年4月（春）、令和8年10月（秋）を目安に実施すること。
- B) 護岸改修後の水辺空間での公民連携による利活用を意識した提案を行うこと。
- C) 春は本町橋周辺での開催とし、新たに供用された遊歩道に対するニーズを的確に捉え、持続可能な利活用スキームを考慮した実験を検討する。
- D) 秋は本町橋周辺以外での開催とし、意見聴取により得られたニーズ等を取り込み、新たな担い手や使い手を確保できるような実験を検討する。
- E) プログラム開催に当たって、沿川事業者との連携を図ること。また沿川住民が参加しやすいプログラムとするよう工夫すること。

（2）事前準備・調整

実施に向けた各種管理者等への協議・申請・届出や広報、仮設等の準備・調整、沿川住民や利用者等に対する周知等を事前にすること。また、これらに必要な資料を作成すること。

なお、社会実験実施に必要となる動力・電源・資機材等の準備・イベント保険への加入は、受注者にて行うこと。

（3）運営

実施に必要な現場設営を行うとともに、実施期間中の運営・維持管理、終了後の撤収作業を行うこと。また、実施期間中の安全管理を徹底するとともに、周辺交通や歩行者誘導を考慮し、必要に応じた対策（注意喚起看板や仮設照明の設置、警備員・交通誘導員の配置等）を行うこと。加えて、終了後の撤収作業においては周辺環境に配慮し、清掃等を行うこと。

(4) 結果取りまとめ

検証結果を取りまとめるとともに、広報活動等に使用する取組紹介資料を作成すること。

4. 7 水辺空間の整備に向けた検討

令和7年度内の策定に向けて検討している「東横堀川水辺空間デザイン指針(案)」における東横堀川沿川の将来イメージ、過年度の社会実験結果、「4. 5 事業者・地域住民等への意見聴取」、「4. 6 社会実験の企画検討・実施」の検討結果等を踏まえ、今後の水辺整備に向けた検討を行う。

(1) 菅屋橋～高麗橋区間の遊歩道等の整備検討

過年度の社会実験結果等を踏まえ、菅屋橋～高麗橋区間における遊歩道（既存緑道との接続部を含む）の平面・断面計画の検討を行い、パース(A4カラー、2枚程度)を作成する。

(2) 遊歩道へのアクセス等、回遊性の検討

「東横堀川水辺空間デザイン指針(案) 3. 4 アクセス箇所（スロープ・階段）の空間デザインの考え方」をもとに、橋詰空間の階段・スロープの整備に向けて敷地条件・構造条件の整理、平面・断面計画の検討を行う。

検討対象は、菅屋橋南西部（階段の新設）、平野橋北西部（既設階段の改修）、大手橋南西部（スロープの新設、既設階段・スロープの改修）、本町橋北西部（既設階段の改修）の5か所を想定する。

(3) サイン計画の検討

「東横堀川水辺空間デザイン指針(案) 4. 4 個別の空間構成要素のデザインの考え方」を踏まえ、菅屋橋～農人橋のサイン計画としてサインの記載内容、配置計画、盤面デザインの検討を実施する。

デザイン検討にあたっては「4. 4 東横堀川の水辺整備に向けた発信」における検討内容との整合に留意すること。

また、β本町橋や高麗橋といった東横堀川の地域資源に関する情報案内に留意すること。

4. 8 今後の利活用に向けたルール及び公民連携スキームの検討

「4. 5 事業者・地域住民等への意見聴取」、「4. 6 社会実験の企画検討・実施」の検討結果等を踏まえ、水辺空間の利活用に向けたルール及び公民連携スキームの検討を行う。

(1) 水辺の利活用ルール案の作成

将来の水辺の利活用を進めるうえで、利活用の種類、時間、範囲、使用料、利活用上の条件等公共空間の管理上必要な事項を定めた利活用ルール案を取りまとめる。

(2) 公民連携スキーム及びプロセスの検討

利活用上の法手続き、占用主体、選定方法等を踏まえたうえで、将来の公民連携スキーム及びその実現プロセスを検討する。

5. 設計協議

- (1) 設計協議は、業務着手時及び成果品納入時のほか、中間打合せ10回とする。中間打合せについて受注者側の理由により、10回を超える可能性がある場合は本市監督職員との協議のうえ、実施できるものとする。ただし、この場合の設計変更は行わない。
また、監督職員が特に指示する場合は現場での立会を行うものとする。
- (2) 協議内容については打合せ毎に議事録を作成し、作成後は速やかに提出すること。また、Eメール等を使用した場合も必要に応じて議事録を作成する。

6. 報告書作成

- (1) 業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- (2) 報告書の取りまとめは、設計項目ごとに従ってまとめること。
- (3) 検討、調査等に使用した文献や参考資料等は、出典を明記すること。
- (4) 報告書全体の内容を要約し、別途ダイジェスト版として取りまとめるものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は、委託期限内においても直ちに河川事業の遂行に使用することがあるため、監督職員の指示があった場合は隨時提出するものとし、その使用権は本市が有するものとする。

成果品の内容については、次の通りとする。なお、その過程において検討した資料は、全て成果品の一部とすること。また、作成した図面等については、電子データにより提出することとし、ファイルのフォーマット等については、監督職員と協議すること。

成果品の提出物は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----|
| ① 報告書（A4判金文字黒表紙パイプファイル式） | 2部 |
| ② 電子データ（CD-R） | 2部 |

8. その他

- (1) 受注者は、本業務で知り得た内容を他に漏洩してはならない。
- (2) 成果品の提出においては、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- (3) 本業務の事前検討を過年度に実施しているため、関連する次の資料を本市より貸与する。
 - ・令和4年度 公民連携による東横堀川水辺魅力向上調査検討業務委託
 - ・令和6年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託(一部)
- (4) 電子データについては、成果品提出時に必ずウイルスチェックを行うこと。
- (5) コンプライアンス（法令遵守）については、別紙－1の通りとする。
- (6) 業務委託共通仕様書の適用等については、別紙－2の通りとする。
- (7) 個人情報の取扱いについては、発注者個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (8) 本業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議し、その内容を確認した上で業務を遂行しなければならない。

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、令和7年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：請負者)

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書（平成28年9月）<令和5年9月1日以降発注分より適用>」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>共通仕様書のダウンロード>業務委託共通仕様書>業務委託共通仕様書（平成28年9月）<令和5年9月1日以降発注分より適用>」に掲載されている。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

2. 歩掛適用年月

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和6年度版：国土交通省監修）を適用している。

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和7年2月14日付で示された「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。